

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年9月9日提出
【計算期間】	第9期計算期間（自 2024年6月18日 至 2025年6月16日）
【ファンド名】	アムンディ円建債券アクティブ・ファンド（ダイワ投資一任専用）
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 藤川 克己
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	050-4561-2573
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託は、主として円建ての公社債に投資し、投資信託財産の成長をめざします。

②ファンドの特色

1 当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

・当ファンドの購入の申込みを行う投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

2 円建ての公社債への投資については、市場の方向感にとらわれず、債券本来の性質に着目した、ボトムアップアプローチに基づくアクティブ運用を行います。

●「3つの戦略」に適切なリスク配分を行うことにより、着実な収益の獲得をめざします。

■イールドカーブ戦略

▶ 異なる種類のイールドカーブ・ポジションを組み合わせ、リスク・リターン効率の最大化をめざします。また、金利動向に左右されにくい安定した収益の獲得をめざします。

*イールドカーブとは、債券の残存期間と利回りの関係をグラフ化した曲線のことです。

■クレジット戦略

▶ 円建外債、ユーロ円債を中心とした短期ラダーポートフォリオを構築し、流動性リスクに配慮しつつ収益の安定化を図ります。

*ラダーポートフォリオとは、残存期間の異なる債券に、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同額になるように投資する運用手法です。

■住宅ローン担保証券(RMBS)戦略

▶ 高い格付、相対的な好利回りを持つRMBSに投資し、超過収益の獲得をめざします。

*RMBS(Residential Mortgage Backed Securities)とは、個人向け住宅ローンを担保とした証券化商品です。

●NOMURA-BPI総合をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。

*NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRG」という。)が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRGに帰属します。

3 原則として、毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

（注）第1期計算期間は、2017年6月15日までとします。

〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ③ 収益の分配に充てず投資信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

*資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型投信／国内／債券に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

○商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信 その他資産（ ）
追加型	内外	資産複合

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年6回（隔月） 年12回（毎月）	欧州 アジア オセアニア 中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産※ （投資信託証券 （債券 一般））	その他（ ）	中近東（中東）	
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

○商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券 （債券一般））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券一般を投資対象とするものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいいます。

※ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＊前記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドは1兆円を限度として信託金を追加することができます。
ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2016年9月26日 投資信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

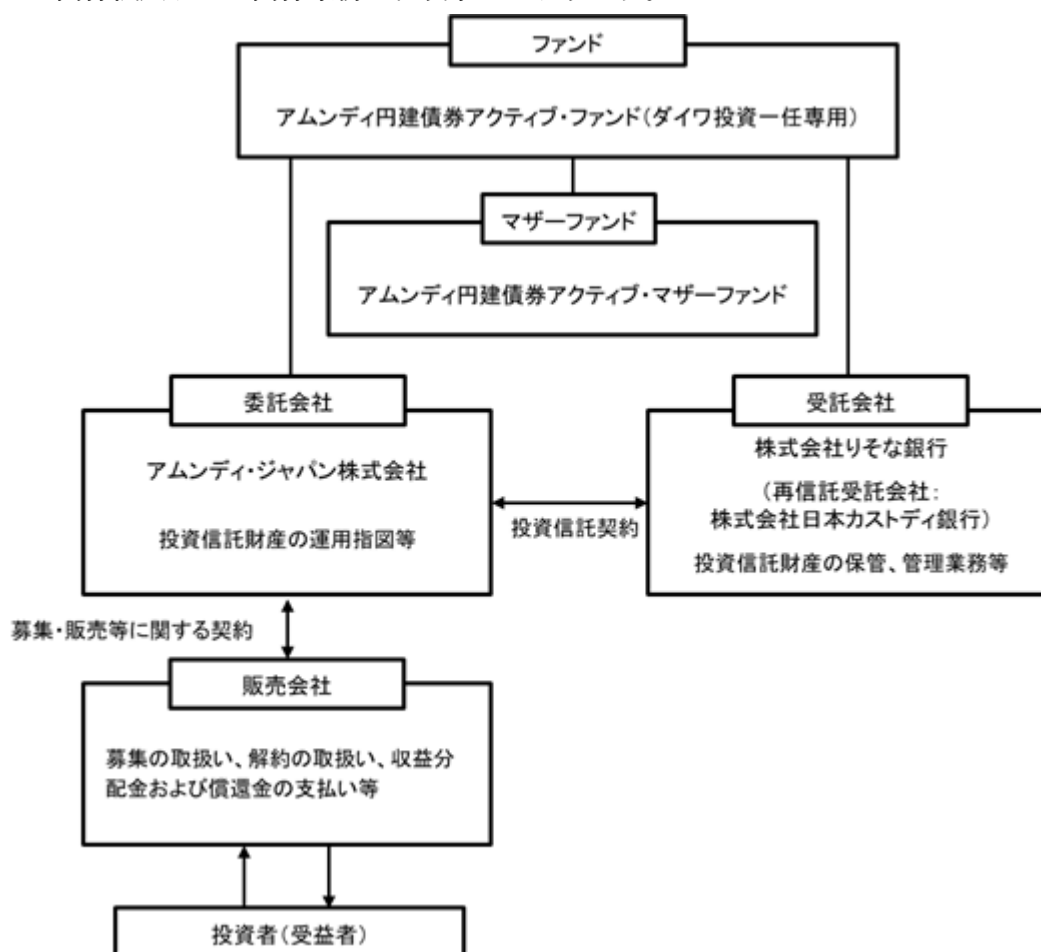
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

【イメージ図】



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
なお、円建ての公社債等に直接投資することがあります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約

② 委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 運用方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目的として運用を行います。

② 投資態度

- 1) マザーファンドを通じて主として円建ての公社債に投資することにより、投資信託財産の成長をめざします。このほか、円建ての公社債等に直接投資することがあります。
- 2) NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
- 3) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 4) 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。）にかかる権利

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてアムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使、社債権者割当または株主割当により取得する株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 12. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 13. 投資証券、新投資口予約権証券、もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 14. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 15. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので本邦通貨表示のものに限ります。）
 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前記20.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、11.ならびに16.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.まで、11.ならびに16.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものならびに13.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、12.の証券および第13号の証券（ただし、新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの
 - ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、前記③の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ⑤ 委託会社は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑦ 委託会社は、投資信託財産に属する転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑧ 前記⑤から⑦において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

マザーファンド概要

アムンディ円建債券アクティブ・マザーファンド

設定日：2016年9月26日

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目的として運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

円建ての公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 主として円建ての公社債に投資することにより、投資信託財産の成長をめざします。
- ② 公社債への投資については、イールドカーブ、クレジットおよびRMBSの3つの戦略を積み上げるボトムアップ・アプローチを基にしたアクティブ運用を行います。
- ③ NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
- ④ 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ⑤ 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

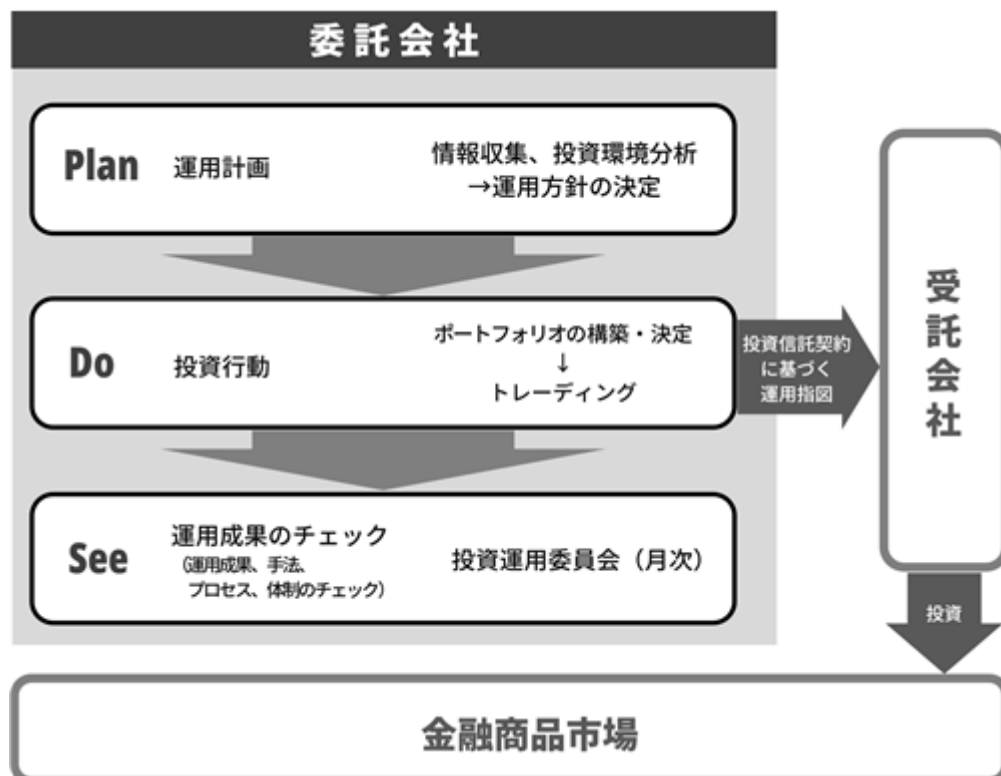
（3）投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使等により取得する場合に限り、株式への投資割合は投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

（３）【運用体制】

委託会社では、運用本部所属のファンド・マネジャーがファンドの運用指図を行います。月次で開催する投資運用委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



＊運用成果のチェック：投資運用委員会（8名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（年1回、原則として毎年6月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(a) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

(a) 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払

- (a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- (b) 前記(a)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- (c) 受益者が、収益分配金について前記(a)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

① 投資信託約款で定める投資制限

- 1) 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。）。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 投資する株式等の範囲
 - (a) 委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使による取得に限り、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - (b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、転換社債の転換ならびに新株予約権の行使による取得に限り、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 5) 同一銘柄の株式等への投資制限
委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 6) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

7) 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前記(a)の信用取引の指図は、次の1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

8) デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしが、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

9) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしが当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

10) 有価証券の貸付の指図範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の1. および2. の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 前記1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の空売りの指図範囲

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前記(a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

12) 有価証券の借入れの指図範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入を指図することができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前記(a)の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入にかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 前記(a)の借入にかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

13) 外貨建資産への投資制限

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産の属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の20%を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により20%を超えることとなる場合には、速やかにこれを調整します。

14) 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

② 法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として円建ての公社債など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

①金利変動リスク

債券は、一般的に金利変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資しますので、金利変動によりファンドの基準価額も変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。ファンドが実質的に投資する債券の価格が下落した場合には、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**また、償還までの期間が長い債券ほど金利変動に対する債券の価格の感応度が高く、金利が上昇した場合に債券価格の下落幅は大きくなる傾向があります。

②信用リスク

ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況、財務状況等が悪化した場合またそれが予想された場合、もしくはこれらに関する外部評価の変化を含む信用状況の悪化等の影響により、債券の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。その結果、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

③流動性リスク

有価証券等を売却または取得する際に市場に十分な流動性がない場合においては、市場実勢から期待される価格で売買取きず、不測の損失を被るおそれがあります。その結果、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

④その他

RMBSは、住宅金融支援機構等が発行する個人向け住宅ローンを担保とした証券化商品であるため、住宅ローン利用者からの返済に伴い、繰上償還されます。繰上償還の増減がRMBSの価格に影響を及ぼす可能性があります。また、住宅金融支援機構等や証券化商品等に関わる法令等が変更された場合、ファンドの基準価額に影響を受ける可能性があります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

③ ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド（ベビーファンド）が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

④ 規制の変更に関する留意点

ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります

⑤ 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑥ その他の留意事項

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合等は、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取消することがあります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託の保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

なお、流動性リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証を行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

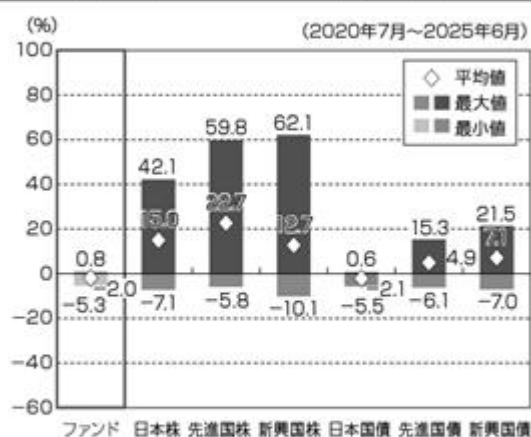
(参考情報)

参考情報

①ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは、2020年7月から2025年6月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFR」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRに帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】**（1）【申込手数料】**

申込手数料はありません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の日々の純資産総額に対して下記の率を乗じて得た金額とします。

		料 率 等		費 用 の 内 容
		新発10年国債 利回り2%未満	新発10年国債 利回り2%以上	
運用管理費用 （信託報酬）（注1）		0.363% （税抜0.33%）	0.495%以内 （税抜0.45%以内）	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて、毎日、費用計上されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
配 分 （税抜） （注2）	委託会社	0.25%	0.32%以内	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価です。
	販売会社	0.05%	0.10%以内	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価です。
	受託会社	0.03%	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

（注1）信託報酬率は、毎計算期間開始日の前月末における新発10年国債の利回り（日本相互証券株式会社が発表する終値）に応じて、当該計算期間開始日より計算期間末日まで上記の通りとします。

（注2）「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

（4）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）（投資信託財産の純資産総額に対して年率0.055%（税抜0.05%）相当額を上限として、毎日費用計上されます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。
- ② 委託会社は、前記①の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

※その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

◆費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2025年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税[※]または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税[※]が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

1）追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。

2）受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3）同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

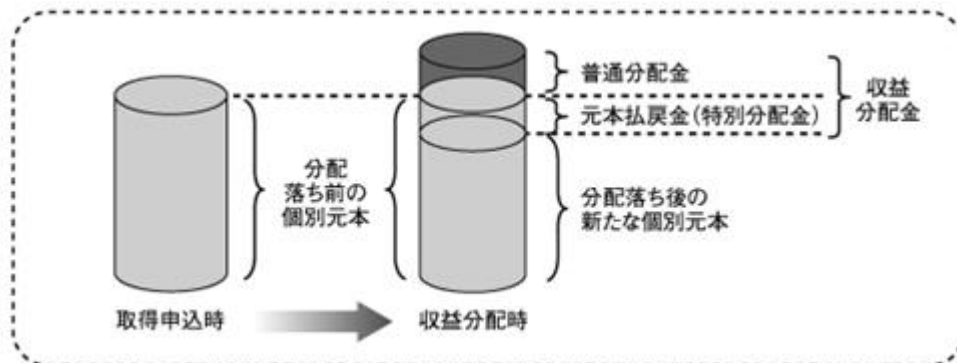
4）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）[※]を控除した額が、その後の個別元本となります。

※ 「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

（参考情報）ファンドの総経費率

（対象期間:2024年6月18日～2025年6月16日）

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.40%	0.36%	0.04%

※対象期間中の運用管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

2025年6月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	6,606,487,326	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	29,694,571	0.44
合計（純資産総額）		6,636,181,897	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2025年6月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ円建債券アクティブ・ マザーファンド	7,096,119,577	0.9290	6,592,319,529	0.9310	6,606,487,326	99.55

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	99.55
合計		99.55

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2025年6月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2017年 6月15日）	538,602,189	538,602,189	0.9879	0.9879
第2期計算期間末（2018年 6月15日）	2,406,097,490	2,406,097,490	0.9936	0.9936
第3期計算期間末（2019年 6月17日）	1,340,334,532	1,340,334,532	1.0178	1.0178
第4期計算期間末（2020年 6月15日）	1,957,231,647	1,957,231,647	1.0042	1.0042
第5期計算期間末（2021年 6月15日）	3,498,287,224	3,498,287,224	1.0042	1.0042
第6期計算期間末（2022年 6月15日）	3,881,510,520	3,881,510,520	0.9691	0.9691
第7期計算期間末（2023年 6月15日）	5,152,371,265	5,152,371,265	0.9722	0.9722
第8期計算期間末（2024年 6月17日）	6,246,087,947	6,246,087,947	0.9318	0.9318
第9期計算期間末（2025年 6月16日）	6,596,659,450	6,596,659,450	0.8985	0.8985
2024年 6月末日	6,237,752,052	—	0.9251	—
7月末日	6,432,442,580	—	0.9246	—
8月末日	6,664,564,692	—	0.9350	—
9月末日	6,614,429,454	—	0.9374	—
10月末日	6,575,324,886	—	0.9325	—
11月末日	6,773,653,242	—	0.9261	—
12月末日	6,815,475,585	—	0.9249	—
2025年 1月末日	6,756,331,129	—	0.9185	—
2月末日	6,712,437,491	—	0.9122	—
3月末日	6,564,144,666	—	0.9036	—
4月末日	6,606,762,890	—	0.9077	—
5月末日	6,547,503,919	—	0.8958	—
6月末日	6,636,181,897	—	0.9003	—

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2016年 9月26日～2017年 6月15日	0.0000
第2期計算期間	2017年 6月16日～2018年 6月15日	0.0000
第3期計算期間	2018年 6月16日～2019年 6月17日	0.0000
第4期計算期間	2019年 6月18日～2020年 6月15日	0.0000
第5期計算期間	2020年 6月16日～2021年 6月15日	0.0000
第6期計算期間	2021年 6月16日～2022年 6月15日	0.0000
第7期計算期間	2022年 6月16日～2023年 6月15日	0.0000
第8期計算期間	2023年 6月16日～2024年 6月17日	0.0000
第9期計算期間	2024年 6月18日～2025年 6月16日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2016年 9月26日～2017年 6月15日	△1.2
第2期計算期間	2017年 6月16日～2018年 6月15日	0.6
第3期計算期間	2018年 6月16日～2019年 6月17日	2.4
第4期計算期間	2019年 6月18日～2020年 6月15日	△1.3
第5期計算期間	2020年 6月16日～2021年 6月15日	0.0
第6期計算期間	2021年 6月16日～2022年 6月15日	△3.5
第7期計算期間	2022年 6月16日～2023年 6月15日	0.3
第8期計算期間	2023年 6月16日～2024年 6月17日	△4.2
第9期計算期間	2024年 6月18日～2025年 6月16日	△3.6

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2016年 9月26日～2017年 6月15日	1,714,422,676	1,169,248,560	545,174,116
第2期計算期間	2017年 6月16日～2018年 6月15日	1,995,581,824	119,109,719	2,421,646,221
第3期計算期間	2018年 6月16日～2019年 6月17日	772,522,183	1,877,222,551	1,316,945,853
第4期計算期間	2019年 6月18日～2020年 6月15日	1,120,938,487	488,908,432	1,948,975,908
第5期計算期間	2020年 6月16日～2021年 6月15日	2,184,383,050	649,662,533	3,483,696,425
第6期計算期間	2021年 6月16日～2022年 6月15日	1,265,668,732	744,249,660	4,005,115,497
第7期計算期間	2022年 6月16日～2023年 6月15日	1,946,491,867	651,642,621	5,299,964,743
第8期計算期間	2023年 6月16日～2024年 6月17日	2,621,418,981	1,218,282,217	6,703,101,507
第9期計算期間	2024年 6月18日～2025年 6月16日	1,666,613,476	1,027,837,575	7,341,877,408

（注１）全て本邦内におけるものです。

（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考)

アムンディ円建債券アクティブ・マザーファンド

投資状況

2025年6月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	15,268,998,410	73.32
	メキシコ	99,069,000	0.47
	ウルグアイ	99,811,000	0.47
	スロベニア	99,437,000	0.47
	ポーランド	199,292,000	0.95
	ルーマニア	97,988,000	0.47
	インドネシア	298,244,000	1.43
	小計	16,162,839,410	77.62
特殊債券	日本	1,718,382,026	8.25
社債券	日本	591,676,000	2.84
	アメリカ	299,569,000	1.43
	イタリア	99,843,000	0.47
	フランス	795,678,000	3.82
	スペイン	99,444,000	0.47
	イギリス	499,099,000	2.39
	韓国	199,471,000	0.95
	インド	100,256,000	0.48
	国際機関	198,982,000	0.95
	小計	2,884,018,000	13.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	57,532,115	0.27
合計(純資産総額)		20,822,771,551	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

2025年6月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第377回利付 国債（10年）	1,640,000,000	98.07	1,608,413,600	98.24	1,611,218,000	1.2	2034/12/20	7.73
2	日本	国債証券	第175回利付 国債（5年）	1,446,000,000	99.63	1,440,678,720	99.76	1,442,587,440	0.9	2029/12/20	6.92
3	日本	国債証券	第374回利付 国債（10年）	1,055,000,000	95.65	1,009,160,250	95.82	1,010,922,100	0.8	2034/3/20	4.85
4	日本	国債証券	第462回利付 国債（2年）	989,000,000	99.81	987,132,820	99.82	987,229,690	0.4	2026/7/1	4.74
5	日本	国債証券	第375回利付 国債（10年）	1,005,000,000	97.83	983,231,700	97.99	984,889,950	1.1	2034/6/20	4.72
6	日本	国債証券	第150回利付 国債（20年）	686,000,000	100.12	686,843,780	100.24	687,680,700	1.4	2034/9/20	3.30
7	日本	国債証券	第174回利付 国債（5年）	670,000,000	98.93	662,864,500	99.04	663,601,500	0.7	2029/9/20	3.18
8	日本	国債証券	第174回利付 国債（20年）	825,000,000	78.14	644,663,250	78.62	648,631,500	0.4	2040/9/20	3.11
9	日本	国債証券	第182回利付 国債（20年）	705,000,000	83.82	590,980,350	84.36	594,766,200	1.1	2042/9/20	2.85
10	日本	国債証券	第181回利付 国債（20年）	725,000,000	81.39	590,084,750	81.96	594,217,250	0.9	2042/6/20	2.85
11	日本	国債証券	第178回利付 国債（5年）	582,000,000	100.02	582,129,380	100.09	582,523,800	1	2030/3/20	2.79
12	日本	国債証券	第471回利付 国債（2年）	513,000,000	100.29	514,492,830	100.32	514,682,640	0.9	2027/4/1	2.47
13	日本	国債証券	第166回利付 国債（20年）	568,000,000	86.23	489,837,520	86.67	492,331,040	0.7	2038/9/20	2.36
14	日本	国債証券	第179回利付 国債（20年）	636,000,000	76.71	487,920,120	77.25	491,316,360	0.5	2041/12/20	2.35
15	日本	国債証券	第69回利付国 債（30年）	769,000,000	63.72	490,037,560	63.84	490,944,980	0.7	2050/12/20	2.35
16	日本	国債証券	第17回利付国 債（40年）	569,000,000	80.94	460,599,810	80.41	457,544,280	2.2	2064/3/20	2.19
17	日本	国債証券	第175回利付 国債（20年）	504,000,000	78.88	397,560,240	79.36	400,019,760	0.5	2040/12/20	1.92
18	日本	国債証券	第372回利付 国債（10年）	334,000,000	96.37	321,902,520	96.50	322,313,340	0.8	2033/9/20	1.54
19	日本	国債証券	第76回利付国 債（30年）	425,000,000	74.17	315,222,500	74.24	315,537,000	1.4	2052/9/20	1.51
20	日本	国債証券	第470回利付 国債（2年）	282,000,000	100.14	282,403,260	100.18	282,510,420	0.8	2027/3/1	1.35
21	日本	国債証券	第75回利付国 債（30年）	346,000,000	72.57	251,123,340	72.65	251,375,920	1.3	2052/6/20	1.20
22	イギリス	社債券	第12回ロイ ズ・パンキン グ・グループ・ ビーエルシー 円貨社債	200,000,000	100.14	200,280,000	100.13	200,260,000	1.377	2027/12/1	0.96
23	インドネ シア	国債証券	第31回インド ネシア共和国 円貨債券（20 24）	200,000,000	99.31	198,626,000	99.33	198,676,000	0.99	2027/5/27	0.95
24	フランス	社債券	第2回 フォ ルヴィア	200,000,000	99.06	198,120,000	99.09	198,186,000	2.81	2027/3/15	0.95

25	日本	国債証券	第184回利付 国債（20年）	232,000,000	83.03	192,650,480	83.57	193,903,280	1.1	2043/3/20	0.93
26	日本	特殊債券	第81回貸付債 権担保住宅金融 支援機構債券	174,780,000	97.95	171,202,253	97.98	171,252,939	1.07	2049/2/10	0.82
27	日本	国債証券	第172回利付 国債（20年）	209,000,000	79.28	165,705,650	79.76	166,710,940	0.4	2040/3/20	0.80
28	日本	国債証券	第16回利付国 債（40年）	269,000,000	61.61	165,738,970	61.29	164,883,550	1.3	2063/3/20	0.79
29	日本	国債証券	第192回利付 国債（20年）	156,000,000	100.37	156,590,200	100.67	157,049,880	2.4	2045/3/20	0.75
30	日本	特殊債券	第50回貸付債 権担保住宅金融 支援機構債券	151,680,000	101.36	153,747,398	101.45	153,888,460	1.67	2046/7/10	0.73

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
国債証券	国内	73.32
	外国	4.29
特殊債券	国内	8.25
社債券	国内	2.84
	外国	11.00
合計		99.72

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

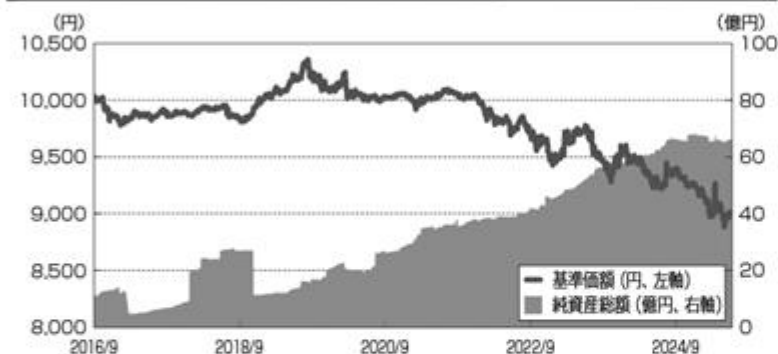
該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績

2025年6月末日現在

基準価額・純資産の推移



*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	9.003円	純資産総額	66.4億円
------	--------	-------	--------

分配の推移

決算日	分配金(円)
5期(2021年6月15日)	0
6期(2022年6月15日)	0
7期(2023年6月15日)	0
8期(2024年6月17日)	0
9期(2025年6月16日)	0
設定来累計	0

*分配金は1万口当たり・税引前です。

*直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

*ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

◆資産構成

資産	比率(%)
債券	99.44
現金等	0.56
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

*現金等には未払諸費用等を含みます。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

◆その他の資産

資産	比率(%)
先物	0.00

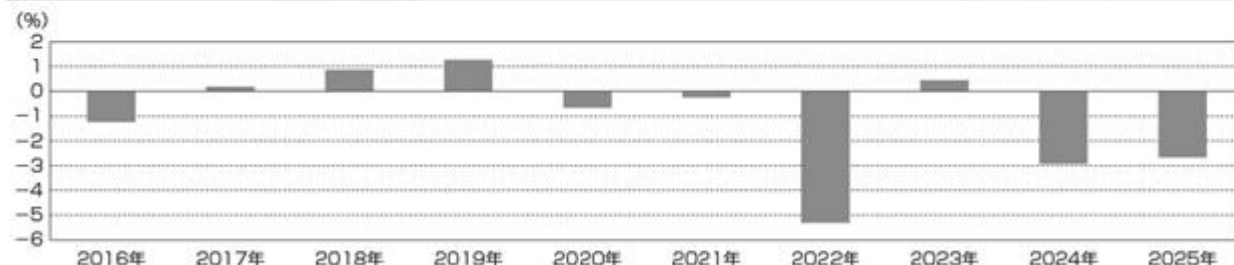
*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

◆組入上位10銘柄(アムンディ円建債券アクティブマザーファンド)

	銘柄名	クーポン	償還日	比率
1	第377回利付国債(10年)	1.200%	2034年12月20日	7.74%
2	第175回利付国債(5年)	0.900%	2029年12月20日	6.93%
3	第374回利付国債(10年)	0.800%	2034年3月20日	4.87%
4	第462回利付国債(2年)	0.400%	2026年7月1日	4.75%
5	第375回利付国債(10年)	1.100%	2034年6月20日	4.73%
6	第150回利付国債(20年)	1.400%	2034年9月20日	3.32%
7	第174回利付国債(5年)	0.700%	2029年9月20日	3.19%
8	第174回利付国債(20年)	0.400%	2040年9月20日	3.12%
9	第182回利付国債(20年)	1.100%	2042年9月20日	2.87%
10	第181回利付国債(20年)	0.900%	2042年6月20日	2.85%

*比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

*2016年は設定日(9月26日)から年末まで、2025年は年初から6月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」とがあります。詳細は販売会社へお問合わせください。
- (4) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が個別に定める解約単位をもって一部解約の請求の実行（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時までには解約請求が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の基準価額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。

解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約の請求の受付を取り消すことができるものとします。委託会社の判断により一定の金額を超える解約申込には制限を設ける場合があります。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

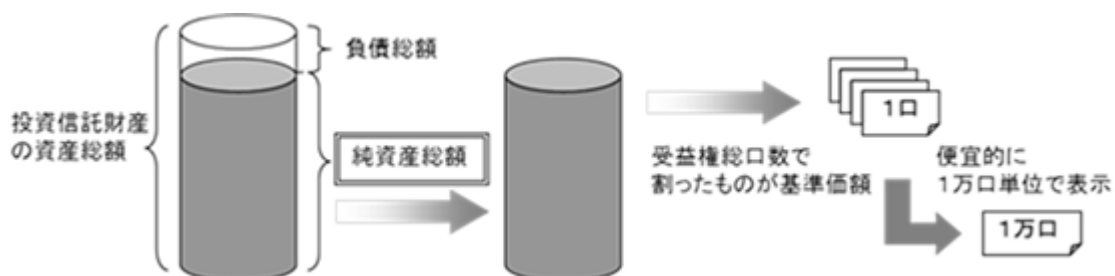
① 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ※ ■日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ■金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ■価格情報会社の提供する価額
投資信託受益証券（親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

※ 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は便宜上1万口単位に換算した価額で表示されます。ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。



③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2016年9月26日から無期限とします。

ただし信託期間中に「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

(4) 【計算期間】

① ファンドの計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より2017年6月15日までとします。

② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

(イ) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合

B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき

C やむを得ない事情が発生したとき

(ロ) 委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。

1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

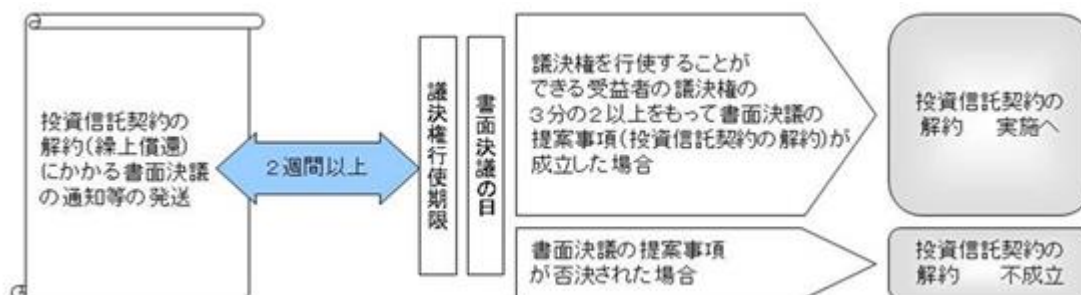
2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

3) 前記1)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。

1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1) から3) までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

＜信託の終了の手続＞



- (ハ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。
- (ニ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」(ロ)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

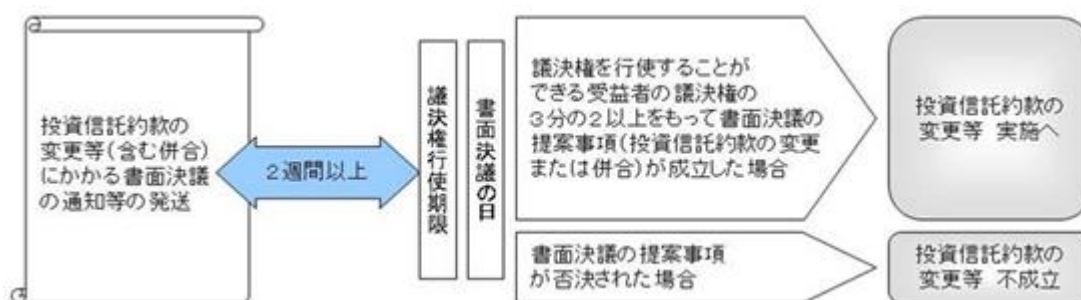
② 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「② 投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ) 委託会社は、前記(イ)の事項（(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(ハ)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使すること

ができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (二) (ロ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) (ロ) から(ホ)の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記(イ) から前記(ヘ)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続>



- (チ) ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

③ 運用報告書の作成

委託会社は毎決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 050-4561-2500
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑦ その他

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2024年6月18日から2025年6月16日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ円建債券アクティブ・ファンド（ダイワ投資一任専用）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期計算期間末 (2024年 6月17日)	第9期計算期間末 (2025年 6月16日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,153,303	42,835,293
親投資信託受益証券	6,216,020,377	6,585,987,529
未収利息	11	410
流動資産合計	6,258,173,691	6,628,823,232
資産合計	6,258,173,691	6,628,823,232
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	18,892,095
未払受託者報酬	992,914	1,087,287
未払委託者報酬	9,929,089	10,872,825
その他未払費用	1,163,741	1,311,575
流動負債合計	12,085,744	32,163,782
負債合計	12,085,744	32,163,782
純資産の部		
元本等		
元本	6,703,101,507	7,341,877,408
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△457,013,560	△745,217,958
（分配準備積立金）	39,571,662	69,235,543
元本等合計	6,246,087,947	6,596,659,450
純資産合計	6,246,087,947	6,596,659,450
負債純資産合計	6,258,173,691	6,628,823,232

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期計算期間 自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日	第9期計算期間 自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日
営業収益		
受取利息	887	83,381
有価証券売買等損益	△216,224,483	△214,673,848
営業収益合計	△216,223,596	△214,590,467
営業費用		
支払利息	21,020	—
受託者報酬	1,912,243	2,170,706
委託者報酬	19,122,348	21,706,983
その他費用	2,165,640	2,317,661
営業費用合計	23,221,251	26,195,350
営業利益又は営業損失（△）	△239,444,847	△240,785,817
経常利益又は経常損失（△）	△239,444,847	△240,785,817
当期純利益又は当期純損失（△）	△239,444,847	△240,785,817
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△26,376,308	△11,694,483
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△147,593,478	△457,013,560
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,806,812	70,780,310
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,806,812	70,780,310
剰余金減少額又は欠損金増加額	135,158,355	129,893,374
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	135,158,355	129,893,374
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△457,013,560	△745,217,958

(3) 【注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、2024年 6月18日から2025年 6月16日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第8期計算期間末（2024年 6月17日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第9期計算期間末（2025年 6月16日）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第8期計算期間末 (2024年 6月17日)	第9期計算期間末 (2025年 6月16日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	5,299,964,743円	6,703,101,507円
	期中追加設定元本額	2,621,418,981円	1,666,613,476円
	期中一部解約元本額	1,218,282,217円	1,027,837,575円
2.	計算期間末日における受益権の総数	6,703,101,507口	7,341,877,408口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	457,013,560円	745,217,958円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期計算期間 自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日		第9期計算期間 自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は227,899,207円（1万口当たり339円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は285,655,931円（1万口当たり389円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	
A	費用控除後の配当等収益額 15,351,546円	A	費用控除後の配当等収益額 34,923,822円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 188,327,545円	C	収益調整金額 216,420,388円
D	分配準備積立金額 24,220,116円	D	分配準備積立金額 34,311,721円
E	当ファンドの分配対象収益額 227,899,207円 (A+B+C+D)	E	当ファンドの分配対象収益額 285,655,931円 (A+B+C+D)
F	当ファンドの期末残存受益権口数 6,703,101,507口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 7,341,877,408口
G	1万口当たり分配対象収益額 339円 (E／F×10,000)	G	1万口当たり分配対象収益額 389円 (E／F×10,000)
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額 (F×H／10,000) 0円	I	分配金額 (F×H／10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

I.金融商品の状況に関する事項

項目	第8期計算期間 自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日	第9期計算期間 自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

II.金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期計算期間末 (2024年 6月17日)	第9期計算期間末 (2025年 6月16日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期計算期間末 (2024年 6月17日)	第9期計算期間末 (2025年 6月16日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△202,167,454	△208,129,223
合計	△202,167,454	△208,129,223

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期計算期間 自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日	第9期計算期間 自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

第8期計算期間末 (2024年 6月17日)	第9期計算期間末 (2025年 6月16日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9318円 (9,318円)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8985円 (8,985円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	円	アムンディ円建債券アクティブ・マザーファンド	7,089,329,956	6,585,987,529	
		小計	銘柄数：1	7,089,329,956	6,585,987,529
		組入時価比率：99.8%		100.0%	
合計				6,585,987,529	

（注）比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「アムンディ円建債券アクティブ・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ円建債券アクティブ・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	(2025年 6月16日)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	26,204,162
国債証券	16,262,892,680
特殊債券	1,644,268,258
社債券	2,883,357,000
未収利息	52,170,125
前払費用	12,973,847
流動資産合計	20,881,866,072
資産合計	20,881,866,072
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	5,940
流動負債合計	5,940
負債合計	5,940
純資産の部	
元本等	
元本	22,477,128,551
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△1,595,268,419
元本等合計	20,881,860,132
純資産合計	20,881,860,132
負債純資産合計	20,881,866,072

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として、時価で評価しております。 （１）金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所等における計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）の最終相場で評価しております。 （２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価しております。
-----------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（2025年 6月16日）

本報告書開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2025年 6月16日)
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	26,613,035,255円
同期中における追加設定元本額	4,634,955,485円
同期中における一部解約元本額	8,770,862,189円
同期末における元本の内訳	
アムンディ円建債券アクティブ・ファンド（ダイワ投資一任専用）	7,089,329,956円
アムンディ円債アクティブ・ファンド（適格機関投資家専用）	15,387,798,595円
合計	22,477,128,551円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	22,477,128,551口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1,595,268,419円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である社債券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年 6月16日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2025年 6月16日)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△666,407,470
特殊債券	△32,107,217
社債券	△10,042,000
合計	△708,556,687

(注)当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

(2025年 6月16日)	
1口当たり純資産額	0.9290円
(1万口当たり純資産額)	(9,290円)

附属明細表
第 1 有価証券明細表
①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
----	----	----	----	-----	----

国債証券	円	第４６０回利付国債（２年）	213,000,000	212,527,140	
		第４６２回利付国債（２年）	1,130,000,000	1,127,898,200	
		第４７０回利付国債（２年）	282,000,000	282,403,260	
		第４７１回利付国債（２年）	513,000,000	514,492,830	
		第１７４回利付国債（５年）	670,000,000	662,864,500	
		第１７５回利付国債（５年）	1,446,000,000	1,440,678,720	
		第１７８回利付国債（５年）	373,000,000	372,828,420	
		第１６回利付国債（４０年）	269,000,000	165,738,970	
		第１７回利付国債（４０年）	569,000,000	460,599,810	
		第１８回利付国債（４０年）	10,000,000	10,080,700	
		第３６７回利付国債（１０年）	17,000,000	15,936,990	
		第３７１回利付国債（１０年）	160,000,000	149,881,600	
		第３７２回利付国債（１０年）	334,000,000	321,902,520	
		第３７４回利付国債（１０年）	1,055,000,000	1,009,160,250	
		第３７５回利付国債（１０年）	1,005,000,000	983,231,700	
		第３７７回利付国債（１０年）	1,640,000,000	1,608,413,600	
		第６２回利付国債（３０年）	219,000,000	139,008,060	
		第６９回利付国債（３０年）	769,000,000	490,037,560	
		第７３回利付国債（３０年）	108,000,000	66,876,840	
		第７５回利付国債（３０年）	346,000,000	251,123,340	
		第７６回利付国債（３０年）	425,000,000	315,222,500	
		第１４８回利付国債（２０年）	125,000,000	126,765,000	
		第１５０回利付国債（２０年）	686,000,000	686,843,780	
		第１６６回利付国債（２０年）	568,000,000	489,837,520	
		第１７２回利付国債（２０年）	209,000,000	165,705,650	
		第１７４回利付国債（２０年）	825,000,000	644,663,250	
		第１７５回利付国債（２０年）	504,000,000	397,560,240	
		第１７９回利付国債（２０年）	636,000,000	487,920,120	
		第１８１回利付国債（２０年）	725,000,000	590,084,750	
		第１８２回利付国債（２０年）	705,000,000	590,980,350	
		第１８４回利付国債（２０年）	232,000,000	192,650,480	
		第１８６回利付国債（２０年）	170,000,000	149,907,700	
		第１８８回利付国債（２０年）	23,000,000	20,474,370	
		第１９１回利付国債（２０年）	128,000,000	120,714,240	
		第１９２回利付国債（２０年）	104,000,000	104,278,720	
		第１回スロベニア共和国円貨債券（２０２４）	100,000,000	99,414,000	

		第1回ルーマニア共和国円貨債券（2024） （グリーンボンド）	100,000,000	97,942,000	
		第6回メキシコ合衆国円貨債券（2024）（SDG債）	100,000,000	99,037,000	
		第29回インドネシア共和国円貨債券（2023）	100,000,000	99,546,000	
		第31回インドネシア共和国円貨債券（2024）	200,000,000	198,626,000	
		第9回ウルグアイ東方共和国円貨債券（2024）	100,000,000	99,788,000	
		第16回ポーランド共和国円貨債券（2023）	100,000,000	99,489,000	
		第19回ポーランド共和国円貨債券（2024）	100,000,000	99,757,000	
	小計	銘柄数：43 組入時価比率：77.9%	18,093,000,000	16,262,892,680 78.2%	
	合計			16,262,892,680	

特殊債券	円	第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	22,738,000	22,379,876	
		第5回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	92,439,000	90,340,634	
		第7回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	66,150,000	64,629,873	
		第24回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	11,339,000	11,490,262	
		第34回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,448,000	34,056,419	
		第45回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,190,000	31,717,422	
		第49回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	147,350,000	149,653,080	
		第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	151,680,000	153,747,398	
		第56回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,635,000	61,916,671	
		第61回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,417,000	22,322,624	
		第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	26,258,000	26,045,835	
		第72回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	24,907,000	24,529,908	
		第74回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,597,000	29,314,940	
		第75回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,966,000	48,646,252	
		第77回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	128,775,000	127,411,272	
		第78回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	51,660,000	50,864,436	
		第80回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,398,000	28,793,871	
		第81回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	174,780,000	171,202,253	
		第83回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	126,108,000	122,815,320	
		第84回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,557,000	29,762,823	
		第87回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,368,000	64,153,963	
		第88回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	33,449,000	32,262,898	
		第98回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	140,049,000	132,734,240	
		第99回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,455,000	44,823,620	
		第109回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	57,790,000	52,308,040	
		第29回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,008,000	16,344,328	
		小計	銘柄数：26	1,672,511,000	1,644,268,258
		組入時価比率：7.9%		7.9%	
合計			1,644,268,258		

社債券	円	第39回フランス相互信用連合銀行（BF CM） 円貨社債	100,000,000	99,214,000	
		第41回フランス相互信用連合銀行（BC L A S S）	100,000,000	99,528,000	
		第14回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー非 上位円貨社債	100,000,000	99,321,000	
		第17回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期 限前償還条項付非上位円貨社債	100,000,000	99,766,000	
		第21回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー非 上位円貨社債	100,000,000	99,878,000	
		第7回エイチエスピーシー・ホールディングス・ ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債	100,000,000	100,063,000	
		第12回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエ ルシー円貨社債	200,000,000	200,280,000	
		第4回韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空円貨 社債（2025）	100,000,000	99,890,000	
		第1回NAVER株式会社円貨社債2023	100,000,000	99,536,000	
		第2回 フォルヴィア	200,000,000	198,120,000	
		第20回アンデス開発公社円貨債券（2023）	100,000,000	99,346,000	
		株式会社ケーティー第12回円貨社債（202 5）	100,000,000	100,236,000	
		第2回株式会社オープンハウスグループ無担保社 債	100,000,000	99,293,000	
		第24回LINEヤフー株式会社無担保社債	100,000,000	99,116,000	
		INTESA SANPAOLO SPA 1. 4 6 4 0 3 / 0 9 / 2 6	100,000,000	99,970,000	
		SANSCF 0. 9 1 3 0 7 / 0 7 / 2 6	100,000,000	99,539,000	
		BERKSHIRE HATHAWAY 0. 9 5 5 1 1 / 2 7 / 2 6	100,000,000	99,815,000	
		SOCIETE GENERALE 1. 5 2 5 1 0 / 1 9 / 2 7	100,000,000	99,470,000	
		AIG 1. 5 8 0 2 / 2 2 / 2 8	100,000,000	100,004,000	
		BRK 1. 3 5 2 0 4 / 1 7 / 2 8	100,000,000	99,757,000	
		LSEGA FINANCING 1. 4 9 3 0 4 / 2 4 / 2 8	100,000,000	99,692,000	
		BARCLAYS 1. 2 3 3 0 5 / 2 3 / 2 8	100,000,000	99,048,000	
		フォンプラータ第3回A号円貨債券	100,000,000	99,557,000	
		第17回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	97,907,000	
		第53回株式会社日産フィナンシャルサービス無 担保社債	100,000,000	96,807,000	
		第7回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,445,000	
		第19回ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	98,759,000	
		小計 銘柄数：27	2,900,000,000	2,883,357,000	
		組入時価比率：13.8%		13.9%	

	合計		2,883,357,000	
	合計		20,790,517,938	

（注）比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年6月末日現在

I 資産総額	6,647,443,940円
II 負債総額	11,262,043円
III 純資産総額（I－II）	6,636,181,897円
IV 発行済口数	7,371,102,811口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9003円
（1万口当たり純資産額）	（9,003円）

（参考）

アムンディ円建債券アクティブ・マザーファンド

2025年6月末日現在

I 資産総額	21,026,502,415円
II 負債総額	203,730,864円
III 純資産総額（I－II）	20,822,771,551円
IV 発行済口数	22,366,554,886口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9310円
（1万口当たり純資産額）	（9,310円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在

資本金の額	：12億円
発行株式総数	：9,000,000株
発行済株式総数	：2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、アムンディ・アセットマネジメント（パリ）のグローバル・インベストメント・コミッティーの投資方針、以下の各委員会の決定・フィードバックおよび、運用本部所属の各部における運用戦略会議に基づき行われ、リード・ポートフォリオ・マネジャーの責任のもと、定められたプロセスに則りポートフォリオの見直し、個別銘柄の選択および売買に関する指図が行われます。



投資政策委員会

運用に関する最高意思決定機関として、当社が投資一任または投資信託業務において提供する投資戦略を対象に、その投資プロセスやリスク管理等の妥当性、並びに既存の投資戦略において発生する重大な変更に関し、討議、承認を行います。

リスク委員会

運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認、パフォーマンス評価およびフィードバックを行います。

投資運用委員会

1）当社がファンドまたはアカウントを通じて提供する戦略の運用実績及び投資環境、2）当社が運用を外部に委託したファンドのパフォーマンス状況等、について運用各部より報告を受けるとともに精査を行います。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産（百万円）
単位型株式投資信託	12	29, 209
追加型株式投資信託	110	2, 845, 210
合 計	122	2, 874, 419

（2025年6月末日現在）

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 43 期 (2023年 12月 31日)		第 44 期 (2024年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,546,932		9,520,265
前払費用		60,747		69,841
未収入金		29,370		27,990
未収委託者報酬		1,961,693		2,163,372
未収運用受託報酬		1,117,470		1,144,282
未収投資助言報酬		7,182		10,412
未収収益	*1	982,786	*1	869,812
立替金		46,947		46,607
その他		1,425		2,290
流動資産合計		13,754,555		13,854,875
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	439,217	*2	407,033
車両運搬具(純額)		-	*2	271
器具備品(純額)	*2	147,366	*2	118,777
有形固定資産合計		586,583		526,083
無形固定資産				
ソフトウェア		22,005		31,324
ソフトウェア仮勘定		17,463		-
のれん		433,170		379,024
無形固定資産合計		472,639		410,349
投資その他の資産				
金銭の信託		940		1,108,127
投資有価証券		1,086		2,509
長期差入保証金		233,497		234,153
繰延税金資産		271,850		262,423
投資その他の資産合計		507,374		1,607,214
固定資産合計		1,566,598		2,543,647
資産合計		15,321,153		16,398,522

(単位：千円)

	第 43 期 (2023年 12月 31日)	第 44 期 (2024年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	191,778	158,562
未払償還金	686	686
未払手数料	797,813	919,674
その他未払金	332,128	397,911
未払費用	226,016	247,760
未払法人税等	629,616	686,360
未払消費税等	187,657	291,355
賞与引当金	695,744	636,328
役員賞与引当金	135,057	113,497
流動負債合計	3,196,499	3,452,137
固定負債		
退職給付引当金	82,040	28,890
賞与引当金	38,182	36,472
役員賞与引当金	102,113	96,257
資産除去債務	147,505	148,631
固定負債合計	369,842	310,252
負債合計	3,566,341	3,762,390
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	-
資本剰余金合計	1,076,268	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,092	110,092
その他利益剰余金	9,368,501	10,233,274
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	7,768,501	8,633,274
利益剰余金合計	9,478,594	10,343,367
株主資本合計	11,754,862	12,619,635
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△50	16,496
評価・換算差額等合計	△50	16,496
純資産合計	11,754,811	12,636,132
負債純資産合計	15,321,153	16,398,522

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 43 期 (自2023年 1月 1日 至2023年 12月 31日)	第 44 期 (自2024年 1月 1日 至2024年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	7,179,471	10,275,770
運用受託報酬	2,924,832	3,861,458
投資助言報酬	20,845	28,476
その他営業収益	1,816,212	1,901,290
営業収益合計	11,941,362	16,066,995
営業費用		
支払手数料	3,968,976	5,390,360
広告宣伝費	39,431	50,650
調査費	768,412	907,754
委託調査費	565,189	2,084,794
委託計算費	17,347	16,946
通信費	17,751	11,585
印刷費	49,465	53,204
協会費	18,395	19,389
営業費用合計	5,444,970	8,534,686
一般管理費		
役員報酬	172,049	82,497
給料・手当	2,159,125	2,222,844
賞与	2,721	1,281
役員賞与	35,607	23,283
役員退職金	3,166	-
交際費	12,602	10,999
旅費交通費	61,286	62,098
租税公課	89,355	97,107
不動産賃借料	165,237	162,590
賞与引当金繰入	667,679	500,817
役員賞与引当金繰入	147,108	64,957
退職給付費用	108,439	111,360
固定資産減価償却費	75,980	75,904
商標権償却	10	-
のれん償却	54,146	54,146
福利厚生費	304,643	311,861
諸経費	351,495	357,236
一般管理費合計	4,410,656	4,138,987
営業利益	2,085,735	3,393,321
営業外収益		
役員賞与引当金戻入額	83,027	-
賞与引当金戻入額	36,929	-
退職給付引当金戻入額	-	16,854
受取利息	4	9
為替差益	88,564	42,124
雑収入	4,735	836
営業外収益合計	213,261	59,824
営業外費用		
有価証券売却損	-	73,011
雑損失	505	1,722
営業外費用合計	505	74,734
経常利益	2,298,491	3,378,411
税引前当期純利益	2,298,491	3,378,411
法人税、住民税及び事業税	752,388	1,011,514
法人税等調整額	△54,273	2,123
法人税等合計	698,115	1,013,638
当期純利益	1,600,376	2,364,773

（３）【株主資本等変動計算書】

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	6,788,124	8,498,217	10,774,485
当期変動額					
剰余金の配当			△ 620,000	△ 620,000	△ 620,000
当期純利益			1,600,376	1,600,376	1,600,376
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			980,376	980,376	980,376
当期末残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△76	△76	10,774,409
当期変動額			
剰余金の配当			△ 620,000
当期純利益			1,600,376
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	25	25	25
当期変動額合計	25	25	980,402
当期末残高	△50	△50	11,754,811

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,500,000	△ 1,500,000	△ 1,500,000
当期純利益			2,364,773	2,364,773	2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			864,773	864,773	864,773
当期末残高	110,092	1,600,000	8,633,274	10,343,367	12,619,635

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△50	△50	11,754,811
当期変動額			
剰余金の配当			△ 1,500,000
当期純利益			2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16,547	16,547	16,547
当期変動額合計	16,547	16,547	881,320
当期末残高	16,496	16,496	12,636,132

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
車両運搬具	4年
器具備品	2年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役員と従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他営業収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

第43期（2023年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 782,558 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 48,570 千円

器具備品 123,877 千円

第44期（2024年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 624,335 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 80,754 千円

車両運搬具 46 千円

器具備品 135,223 千円

（損益計算書関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620,000	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	利益剰余金	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月31日 定時株主総会	普通株式	1,200,000	利益剰余金	500円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日

(リース取引関係)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
1年内	199,590 千円	198,333 千円
1年超	314,028 千円	115,694 千円
合計	513,618 千円	314,028 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料、未払費用、その他未払金及び未払法人税等は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第43期（2023年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	233,497	225,234	8,263
資産計	233,497	225,234	8,263

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

未払法人税等

第44期（2024年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	1,108,127	1,108,127	-
長期差入保証金	234,153	223,047	11,106
資産計	1,342,281	1,331,174	11,106

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

その他未払金

未払法人税等

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第43期（2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	1,108,127	-	1,108,127
資産計	-	1,108,127	-	1,108,127

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第43期（2023年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	225,234	-	225,234
資産計	-	225,234	-	225,234

第44期（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	223,047	-	223,047
資産計	-	223,047	-	223,047

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第43期(2023年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	2,100	2,026	△73
	小計	2,100	2,026	△73
合計		2,100	2,026	△73

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第44期(2024年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,086,860	1,110,637	23,777
	小計	1,086,860	1,110,637	23,777
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,086,860	1,110,637	23,777

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	377,537	36,537	109,507
投資信託	1,058	-	41

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	131,781	82,040
退職給付費用	71,059	73,760
退職給付の支払額	△14,145	-
制度への拠出額	△106,654	△126,910
退職給付引当金の期末残高	82,040	28,890

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	826,161	912,117
年金資産	758,709	884,966
	67,451	27,150
非積立型制度の退職給付債務	14,589	1,740
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	82,040	28,890
退職給付に係る負債	82,040	28,890
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	82,040	28,890

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 71,059千円 当事業年度 73,760千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度37,380千円、当事業年度37,600千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
前受収益償却額	18,984 千円	11,635 千円
未払費用否認額	55,274 千円	65,489 千円
繰延資産償却額	4,458 千円	4,457 千円
未払事業税	34,321 千円	37,854 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	224,728 千円	206,011 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	22,347 千円	203 千円
減価償却資産	127 千円	78 千円
資産除去債務	45,166 千円	45,511 千円
その他有価証券評価差額金	22 千円	- 千円
未払事業所税	2,745 千円	2,659 千円
その他	587 千円	- 千円
繰延税金資産小計	408,764 千円	373,901 千円
評価性引当額	△96,014 千円	△62,793 千円
繰延税金資産合計	312,750 千円	311,108 千円
繰延税金負債		
資産除去債務	△ 40,900 千円	△ 38,491 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	△ 7,280 千円
その他	- 千円	△ 2,912 千円
繰延税金負債合計	△ 40,900 千円	△ 48,684 千円
繰延税金資産の純額	271,850 千円	262,423 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
法定実効税率	法定実行税率と税効果	法定実行税率と税効果
(調整)	会計適用後の法人税等	会計適用後の法人税等
交際費等永久に損金に算入されない項目	の負担率との間の差異	の負担率との間の差異
評価性引当金額	が法定実行税率の100	が法定実行税率の100
過年度法人税等	分の5以下であるため	分の5以下であるため
住民税均等割等	注記を省略しております。	注記を省略しております。
その他	す。	す。
税効果会計適用後の法人税などの負担率		

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
期首残高	146,387 千円	147,505 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,117 千円	1,126 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	- 千円
期末残高	147,505 千円	148,631 千円

（収益認識関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位:千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	7,179,471	-	7,179,471
運用受託報酬	2,707,597	217,235	2,924,832
投資助言報酬	20,845	-	20,845
その他営業収益	1,816,212	-	1,816,212
合計	11,724,127	217,235	11,941,362

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位:千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	10,275,770	-	10,275,770
運用受託報酬	2,853,205	1,008,252	3,861,458
投資助言報酬	28,476	-	28,476
その他営業収益	1,901,290	-	1,901,290
合計	15,058,742	1,008,252	16,066,995

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）及び第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	フランス	ルクセンブルグ	その他	合計
8,187,590	2,046,802	1,602,304	104,665	11,941,362

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	フランス	その他	合計
12,151,597	2,334,334	1,462,391	118,672	16,066,995

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディ アセットマ ネジメント	フランス パリ市	1,143,615 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	投資信託、投資顧問 契約の再委任等 役員の兼任	運用受託報酬 *1	555,980	未収運用 受託報酬	223,246
							情報提供、コンサル ティング料(そ 他営業収益) *1	975,845	未収収益	782,558

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,785 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	923,902	未収運用受託報酬	269,929

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランス パリ市	1,143,615 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	投資信託、投資顧問 契約の再委任等 役員の兼任	運用受託報酬 *1	276,507	未収運用報酬	76,260
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	921,489	未収収益	624,335

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,785 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	1,528,422	未収運用受託報酬	422,608
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	803,762	未収収益	177,404

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

(1株当たり情報)

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
1株当たり純資産額	4,897.83 円	5,265.05 円
1株当たり当期純利益金額	666.82 円	985.32 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
当期純利益（千円）	1,600,376	2,364,773
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,600,376	2,364,773
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

(重要な後発事象)

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額 : 51,000百万円（2025年3月末日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	2025年3月7日
半期報告書	2025年3月7日
有価証券届出書	2024年9月10日
有価証券報告書	2024年9月10日

独立監査人の監査報告書

2025年2月27日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月29日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ円建債券アクティブ・ファンド（ダイワ投資一任専用）の2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ円建債券アクティブ・ファンド（ダイワ投資一任専用）の2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。